

令和7年度 向陵会事業計画（総括）

[全体方針]

1 基本方針

- 1) すべての利用者の基本的人権を尊重し、一人ひとりが住み慣れた地域で心豊かな自立生活をおくれるよう、必要な支援を提供します。
- 2) 共生社会の実現に向け、絆を深め、人と人との支え合える地域づくりを推進します。
- 3) 職員の人間力、支援力の向上に取り組み、誇りをもって働き続けられる法人組織を目指します。
- 4) 地域福祉の拠点として、法令を遵守し、公共的・公益的かつ信頼性の高い経営に力を注ぎます。

2 重点課題

当法人が掲げた基本方針を遵守し、来るべき法人創立30周年に向けた施設づくりを進めていくためには、社会福祉法人として果たすべき役割を担い、真に地域社会から求められ、信頼される質の高い福祉サービスを提供できるよう法人活動を行っていく必要があります。

昨今、営利法人が経営する事業所が多数進出する中、福祉団体や関係機関との対話を進め、相互の連携・協力、交流を図りながら、社会福祉法人としての強みを発揮し、法令を遵守した良質な福祉サービスが提供できるよう、将来を見据えた魅力のある地域福祉向上のための取組を進めていきます。また、利用者のニーズに応じた福祉サービスが提供できるよう、施設や事業所の特色や役割を明確にした運営を心がけ、次に掲げた重点課題の解決に向けた取り組みを戦略的に進めていきます。

1) 法人組織の再編

本法人は創立から25年が経過し、向日市、京都市大原野、深草と支援拠点を拡大してきました。さらに、令和8年度には長岡京市に新たな事業所を開設する予定です。これを契機に、法人組織の体系を見直し、より持続可能で効果的な運営体制を構築するための再編を実施します。

本法人の使命である「共生社会の実現」を一層推進するため、新たに以下の3つの組織を柱とし、それぞれの役割を明確化します。

ア 生活支援部

利用者への直接支援を担う事業所を統括し、支援の質の向上を図ります。

イ 社会連携部

地域社会、産業、大学等教育機関との連携を強化し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

ウ 法人事務局

法人全体の運営基盤を強化し、事業の円滑な運営を支える役割を担います。

法人では、この組織再編を通じて、より効果的な事業運営を実現し、地域に根ざした福祉サービスの充実を図ります。

2) 支援環境の充実

ア 安心して利用ができる支援体制の構築及び支援力の向上

強度行動障害や重度心身障害に対応できる専門的な職員の育成

医療的ケア実施事業所として適切な環境づくり

工賃向上を目指せる就労支援事業の構築

適切な支援提供を推進するための虐待防止・身体拘束適正化委員会の運営

イ 支援環境に適した施設の計画的な整備改修、設備、備品の調達

利用者ニーズの高い施設（事業所）整備に向けた計画づくりと事業着手

第3乙訓ひまわり園支援棟の環境整備

各種補助金を活用した設備、備品の改修及び更新の検討

3) 支援力向上のための能力開発

ア 新規採用職員への新任職員研修制度の充実

業務適性を見極めた上で本配属決定するために、1か月間の実地研修を実施
年間を通じた新人職員研修の実施

イ 職員のキャリアアップの取り組み（目的別研修受講）

資格取得に向けた助成支援、資格手当の支給など
生活支援員（正規職員）への介護職員初任者研修の受講推進

ウ 職員のコンピテンス（社会的能力）向上を目的とした研修の実施

全職員を対象とした年1回の全体職員研修の実施
法人職員による実践報告発表会の開催（優秀な発表には報奨有）

エ 質の高い福祉サービスを提供するための実践的研修の取り組み

障害特性、キャリアアップ、虐待防止、権利擁護、資格取得の研修に参加

4) 支援業務の工夫とICTの活用

ア 新たな技術の活用による支援業務の効果的見直し

イ ロボット技術を活用した支援能力の向上

介護ロボットを活用した支援力の充実

ウ ICTを活用した事務や業務処理の効率化

個別支援計画の作成や支援記録、請求に至るまでの業務を行うため、情報処理機器の更新とソフトウェア使用権の購入

5) 危機管理対策と持続可能な事業運営

ア 危機管理対策

危機管理委員会の機動的な行動
危機管理マニュアルに基づいた各種実地訓練

イ 感染症対策の徹底

感染症対策を組織的に取り組むため、感染症対策委員会の設置、同対策指針の作成、職員研修の実施

感染症予防のため必要物品の確保 持続的に支援提供

ウ 災害対応力の向上

災害対応力を組織的に高めるため危機管理委員会での検討継続
福祉避難所運営のための訓練検討
防災倉庫に収納する災害用資機材・備蓄品の計画的な装備
非常災害時避難確保計画の作成

エ 非常災害時における業務継続計画の実施

業務継続計画に基づいた行動基準の点検や計画の定期的な見直し
職員への同計画の周知徹底と研修の実施

6) 地域連携による課題解決と透明性の高い施設経営

ア 多様な主体（大学などの教育研究機関や企業、地域など）との連携による地域課題の解決

人材確保・育成のための取り組み（職員の募集及び能力開発、事業支援、人事交流など）、
工賃アップに向けた就労支援の取り組み、発達相談や引きこもりの相談に関する取り組み、地域振興、農福連携に関する取り組みなど

イ 児童・発達関係事業への取り組み

児童期の発達障害に関する相談機会、療育の充実、必要な情報提供
幼児、児童への保育・育成支援に向けた研究

ウ 改正社会福祉法に対応した情報提供体制の充実

施設、事業所ごとの利用者の活動状況や制度の案内などの情報に加え、法人の概要や経営情報などを分かりやすくお知らせするための、ホームページの編集、情報の更新

3 重点取組事項

1) 京都農福イノベーションの推進

第3乙訓ひまわり園における支援棟、管理棟をより有効に活用し、地域の福祉ニーズに応じていくためのグランドビジョン「京都農福イノベーション」の実現に向けて、計画的に農業生産施設の環境整備を行うとともに、農福連携事業の一層の推進を図ります。

ア 農福連携事業の推進

障害のある方が安心して、魅力のある農福連携事業に関心を持っていただけるよう、農林水産省所管の農山漁村振興交付金事業の採択を受け、令和5年度に整備した耐候性農業ハウスにおいて、ブルーベリー栽培を開始するとともに、これまで就労継続支援事業により培ってきた花壇苗や農産物、苺などの果樹などに対する栽培技術の指導や加工商品づくり等に対する運営支援を受けることとしています。

また、社会福祉法人清水基金の令和6年度助成事業として採択を受けた第3乙訓ひまわり園における水耕栽培無菌室の整備により、生活介護事業の利用者が就労支援を受けることができる野菜栽培活動を進めます。

イ 農福連携事業の基盤整備

第3乙訓ひまわり園周辺の大原野地区を中心とする農地所有者の協力を得、農業経営規模の拡大を図りつつ、地域課題である農業の担い手確保などの解消につながる農業と福祉の連携、協力により、就労支援基盤の整備を進めます。また、営農型太陽光発電事業者からの申出により、農地利用の権利を受け、農福連携事業における生産品種の多様化や量的拡大を図り、利用者の工賃（賃金）の向上に努めます。

ウ 地域交流施設「サンテラス大原野」の開所

国土交通省住宅局所管の住まい環境モデル事業による補助事業として、第3乙訓ひまわり園管理棟を多様な世帯の暮らしを支え合える共生社会実現のための「地域交流施設」として再整備を行い、令和7年4月から開所します。この施設では、共同作業や加工品の製造研究、授産品の販売など、障害者就労支援事業の拠点施設とするほか、子どもの遊び場やカフェ、地域交流が図られる施設として運営します。

また、大原野地域の皆さんにもさんテラス大原野をご利用いただけるよう、地域交流施設協力者会議による助言や広報誌「サンテラス大原野」の発行などに努めます。

2) トリムタブ伏見の開所

京都市市有地に係る有効活用事業者を選定され、京都市からの補助事業を受け、生活介護事業及び就労継続支援事業を行う施設として整備し、令和7年4月から開所します。この施設は京都市伏見区を中心に、支援学校卒業後の進路先としての地域ニーズに応え、障がいのある方の日中活動の場を提供する生活介護事業とともに、龍谷大学から受託された喫茶樹林の運営や当法人が行う農福連携事業、新たに取り組む伝福連携事業等を中心とした就労継続支援事業を行う予定です。

3) 長岡京市共生型福祉施設の整備

長岡京市が公募された長岡京市共生型福祉施設整備事業に応募し、令和4年8月に特定非営利活動法人朔日の会とともに、本事業の事業者として特定されました。法人では、共同生活援助事業所（定員17名）、短期入所事業所（定員3名）、相談支援事業所を併設する地域生活支援拠点（第1期事業）を整備するべく、今後、長岡京市をはじめ、関係行政庁や関係機関との協議を経て、令和7年度国庫補助事業の採択を受け、令和8年の開設に向け、着実に準備を進めます。

4) 施設・設備等の更新

法人設立当初より運営している乙訓ひまわり園及び地域生活支援センターは、改修や経年化した設備が見られることから、施設を総点検し、長寿命化を図る計画を作成し、改修、修繕を図ります。

5) 多様な人材の確保・育成

ア 職員の採用

各種就職イベントへの参加や就職活動ナビサイトなどを通じて、福祉活動や地域貢献の状況など、当法人の魅力や職場環境をPRすることにより、福祉人材の確保に努めます。

キャリアのある優秀な人材を確保するため、新卒者だけでなく、福祉施設に従事した経験を有する者の採用についても検討します。また、農福連携事業を持続可能なものとするため、農学科のある地元大学生や地元高校生に向けた採用活動とともに、在学中のインターシップ・アルバイトの受け入れも検討します。

令和6年度から介護系専門学校の外国人留学生1名、日本語学校の留学生3名が就労しており、令和7年度も新たに、介護系専門学校の留学生2名を採用する予定です。

イ 職員の能力開発

当法人では、障害児・者を対象とした福祉サービス事業所を複数運営しており、人事異動などによる職員のジョブローテーションを行うことで、ストレングスを活かした適材適所の職員配置、実践的なスキルの向上に努めます。

障害特性に応じた専門的な支援や療育が行える職員を育成するため、社会福祉士や介護福祉士、保育士などの専門資格取得に向けた支援を行います。また、介護職員初任者研修や強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）の受講、医療的ケア支援者の養成などにより、専門的かつ質の高いサービスが提供できるよう取り組みます。

6) 広報活動

ア 広報活動の充実

地域社会に貢献する公益法人として、事業運営の透明性が求められており、当法人では、法人概要や経営情報などに加え、事業所における支援の状況や地域貢献などの情報についても分かりやすくお知らせします。

イ パブリックリレーションズチームの設置運営

広報活動や地域交流を担当するパブリックリレーションズチームを設置し、ホームページや広報紙への掲載記事の作成を行い、広報活動の充実を図ります。

ウ 広報媒体の充実

広報紙「ひまわり通信」 発行 年1回（3月）

各施設、事業所が発行する予定表やひまわり便り

ホームページ記事の更新

新聞社や月刊誌への記事提供、SNSを通じた情報発信

地域交流施設「サンテラス大原野」専用サイトの運営開始

7) 主な委員会活動

施設運営上、複数の施設運営に関わる課題の検討、解決に向けた活動を委員会活動として行っています。委員会の活動は25頁を参照

8) 地域貢献活動

ア 子育て応援カフェ事業

行動面やコミュニケーション面など発達上の気がある子どもの相談が増えている現状を踏まえ、土曜日などの園休業日を利用し、親子で来園し、子育ての悩みや情報交換を行うカフェ相談を開催します。臨床発達心理士による親御さんへの助言、保育士スタッフによる子どもの集団遊びやコミュニケーションを育む関わりなどを行っていきます。

イ 教育福祉連携事業

地域の学校での過ごしになじみにくさや困難を感じている子どもの相談が増加しており、学校で安心して過ごせるよう教育と福祉が連携し支援の方向性を検討する必要があります。向日が丘相談支援センター、地域の小・中学校とも調整し、効果的な教育現場との連携方法を模索します。

9) その他の法人活動

ア 社会福祉法人連携推進事業

当法人を中心に、複数の社会福祉法人、非営利特定活動法人などが連携・参加する法人連携プラットフォームを築き、職員採用や研修、人事交流、各種相談・助言、地域貢献などの共通する問題に対応し、社会福祉法人の経営労務管理の改善支援など、新たな事務負担の軽減を図ります。

イ 寄附金の募集と税額控除制度適用の取り組み

経年化した施設の改修や設備の更新、送迎用車両の増車並びに更新に相当な費用を要することから寄附金を募集するとともに、社会福祉法人として税額控除制度の適用が受けられるよう、その認証に向け取り組みます。

ウ 新しい後援会との協働による福祉事業の展開

法人が行う地域福祉向上のための取組や啓発活動に加え、施設開放事業や就労支援事業におけるマルシェ等の販売事業などにご協力いただける後援会員を募集していきます。

I 乙訓ひまわり園拠点区分 事業計画

乙訓ひまわり園（生活介護事業Ⅰ）の施設概要（デイセンター、ワークセンター）

利用者数（定員 50 名）			職員数	
58 名 (新規 1 名)	区分 3	1 名	施設長	1 名
	区分 4	13 名	サービス管理責任者	施設長兼務
	区分 5	15 名	生活支援員	37 名
	区分 6	29 名		
利用予定人数	延 12,840 名		看護師	1 名

乙訓ひまわり園（就労継続支援B型）の施設概要（ワークセンター）

利用者数（定員 10 名）		職員数	
10 名 (新規 0 名)		施設長	1 名
		サービス管理責任者	1 名
利用予定人数	延 2,548 名	職業指導員	1 名
		生活支援員	3 名
作業科目	製パン、KAKEHASHI、クッキー、クリーニング、加工作業		

[デイセンター]

1 運営方針

- 1) 利用者が安心、安全に利用できる支援体制の構築、支援力の向上、設備の機能向上に取り組みます。また、障害の特性や個々の状況を見極め、活動室の有効活用を検討し、実践します。
- 2) サービス等利用計画と個人支援プログラムを連動させ、関係機関とも効果的に連携しながら、地域生活・自立生活に必要なエンパワーメント支援を総合的に推進します。
- 3) 職員のキャリアアップのための研修受講により、専門性の高い支援を提供します。また、法人内の施設、事業所とも連携し、他部署研修を積極的行い、支援力の向上を目指します。
- 4) 利用者の介助軽減や重症心身障害者の支援を想定し、活動室内天井走行リフトの導入に向けた検討を行います。

2 事業活動

【生活介護事業における事業活動】

- 1) 日中活動支援
 - ア 作業・生産
 - イ 社会参加・地域貢献（外出・散歩・地域清掃等）
 - ウ 文化（音楽・創作・調理等）
 - エ 健康増進・維持（多目的な運動を活かした活動・ストレッチ等）
 - オ 季節に応じた活動やイベントの実施
- 2) 健康・医療支援
 - ア 健康支援室との連携による利用者個々の状況に応じた総合的な健康支援
 - イ 健康診断、歯科健診の実施、インフルエンザ予防接種の実施（希望者のみ）
 - ウ 歯科衛生士との連携による口腔衛生管理
- 3) 地域生活・自立生活支援
 - ア 保健所、市町担当課、相談支援事業所、居宅支援事業所等との連携による地域生活支援
 - イ 入浴支援（対象となる希望者のみ）

3 環境整備

- 1) 利用者が安心して施設を利用し、安全かつ快適に支援が受けられるよう施設機能の維持・充実に努めるとともに、職員の介護負担軽減、利用者の介助軽減を考え、MMR・紙ひこうきグループ活動室で活用する天井走行リフト及び移動式畳、施設の外壁、内装については計画的に改修を行います。なお、1階ホールのフローリングの貼り替えについて、検討を進めます。
- 2) 利用者が安心して乗車できるよう、経年化した送迎用車両の計画的な更新に努めます。
- 3) 情報端末タブレット及び記録ソフトウェアを整備し、新たな支援記録システムを構築することにより、作業環境の効率化を図るとともに、利用者の支援に努めます。
- 4) 非常災害時における生活介護事業及び就労継続支援B型事業の業務継続計画（BCP）の見直し、研修の実施、訓練等を行います。また、災害対策として備品の購入、利用者に必要とされる備品進め、必要に応じてご家族への提供備品の協力をお願いします。

4 懇談会の実施

- 1) 個別懇談会 年2回（10月、3月）
- 2) 家族懇談会 年1回（6月）

[ワークセンター]

1 運営方針

- 1) 一人ひとりの障害程度、年齢、ニーズに応じた作業・活動を提供します。
- 2) サービス等利用計画と個人支援プログラムを連動させ、関係機関とも効果的に連携しながら、地域生活・自立生活に必要なエンパワーメント支援を総合的に推進します。
- 3) 職員のキャリアアップのための研修受講により、専門性の高い支援を提供します。また、法人内の施設、事業所とも連携し、相互研修を通して支援力の向上を目指します。
- 4) 全体で動くことの困難さや費用の高騰などから、恒例の日帰り旅行をグループによる活動に変更します。
- 5) 利用者が就労支援事業の販売、納品を通じて、地域社会との共生を意識した活動を提供します。
- 6) 第3乙訓ひまわり園における事業活動と連携・協力を図り、地域交流施設「さんテラス大原野」でのカフェ運営やマルシェ等の事業活動にも協働し、就労継続支援事業の収入アップ、利用者の平均工賃の向上を目指します。また、昨今の物価高騰により、製パン、クッキー等の価格見直しについて適切に対応します。
- 7) 就労継続支援事業に従事する職員の腰痛等の負担軽減を図るため、電動ハンドリフトの導入について検討を行います。
- 8) 利用者工賃の支払事務に関し、現在の手渡しから金融機関への振り込みへと変更します。
- 9) 加齢に伴い、利用者の年齢や身体能力などに応じた就労支援の内容やその作業・訓練について適宜判断し、安全安心に就労していただけるよう努めます。

2 事業活動

【就労継続支援事業（B型）における事業活動】

- 1) 日中活動・作業支援
 - ア 利用者の能力を活かした継続的な作業・生産活動（作業科目は各事業所参照）
 - イ 社会参加・地域貢献
- 2) 健康・医療支援
 - ア 健康支援室との連携による利用者個々の状況に応じた総合的な健康支援

- イ 健康診断、歯科健診の実施、インフルエンザ予防接種の実施（希望者のみ）
- ウ 歯科衛生士との連携による口腔衛生管理（一部の事業所をのぞく）
- 3）地域生活・自立生活支援
 - ア 保健所、市町担当課、相談支援事業所、居宅支援事業所等との連携による地域生活支援
 - イ 利用者が自立した生活を送るための工賃向上

※ 生活介護事業における事業活動はデイセンター事業活動欄 6 頁を参照

3 環境整備

- 1）施設内の諸室の利用目的を適切に見直し、利用者間の交流を図るため、施設 2 階フロア全体の効果的な活用を図ります。
- 2）生活介護事業における利用者の工賃向上の取り組みとして、寝具乾燥やタオルの洗濯、クリーニング事業を重点化しています。これにより、経年化した水洗機、乾燥機設備の維持補修や機能充実を計画的に図ります。
- 3）作業効率を向上するため、クッキーの包装作業に使用する脱気シーラーを計画的に更新します。
- 4）非常災害時における生活介護事業及び就労継続支援 B 型事業の業務継続計画（BCP）を見直し、研修の実施、訓練等を行います。また、災害対策として備品の購入、利用者に必要とされる備蓄品を進め、必要に応じてご家族への提供備品の協力をお願いします。

4 懇談会の実施

- 1）個別懇談会 年 2 回（4 月、11 月）
- 2）家族懇談会 年 2 回（7 月）

第 2 乙訓ひまわり園（生活介護事業Ⅱ）の施設概要

利用者数（定員 40 名）			職員数	
44 名 (新規 2 名)	区分 3	0 名	施設長	1 名
	区分 4	0 名	サービス管理責任者	施設長兼務
	区分 5	8 名	生活支援員	35 名
	区分 6	34 名		
利用予定人数		延 9,240 名	看護師	1 名

1 運営方針

利用者個々の思いや希望を個別支援計画に反映し、支援計画に基づいた日中活動を提供します。また日中活動において、地域とのつながりを意識した活動プログラムを組み立て実践します。

- 1）重症心身障害支援、医療ケア、強度行動障害支援などの専門分野の研修機会を計画的に作り、高度な専門性を持った職員の育成に努めます。
- 2）業務継続計画（BCP）を実効性のあるものにしていきます。
- 3）多目的運動室やリラックスルームなどの共有スペースを安心安全に利用できるよう、整備や点検、器具の更新を行います。

2 事業活動（生活介護事業における事業活動はデイセンター事業活動欄 6 頁を参照）

3 環境整備

- 1) 環境整備や光熱費削減として、専門業者を入れて空調設備のメンテナンス・クリーニングを順次行います。
- 2) 遊具等の施設設備を安心、安全に使用できるよう点検、更新を行います。

4 懇談会の実施

- 1) 個別懇談会 年2回（9月、3月）
- 2) 家族懇談会 年1回（3月）

〔健康支援室〕

1 運営方針

- 1) 担当看護師が支援員や主治医、相談員、歯科衛生士、作業療法士等の多職種とともに、家族と連携を図り、利用者の日々の健康状態を把握し、健康の維持増進、機能保持に努め、異常の早期発見と適切な対応により、利用者の健康を守ります。
- 2) 利用者に対する健康診断や歯科健診、インフルエンザ等の予防接種などを安全かつ的確迅速に行えるように体制を確保します。
- 3) 職員を対象とした医療的ケアに関する研修を実施し、安全かつ安心して医療的ケアを受けられる環境整備や体制確保を継続します。

2 事業活動

【健康支援室における事業活動】

- 1) 利用者の健康チェック
 - ア 薬剤管理、医療処置、日常ケア、医療機器の管理等
 - イ 医療機関受診の同行、利用者の主治医への状況報告、相談・情報の共有
 - ウ 専門職や行政・職員・家族等との連携、連絡調整
- 2) 家族や支援職員等からの相談への対応と助言
- 3) 感染症予防
 - ア インフルエンザ、ノロウイルス、コロナ等の感染症集団発生の予防と対応
- 4) 医療的ケア
 - ア 支援職員を対象とした医療的ケア実地研修やフォローアップ研修（年1回以上）の指導、感染症予防、救急救命等の研修会の実施
 - イ 医療的ケア実地マニュアルの定期的な見直し
 - ウ 医療的ケア安全委員会の運営（年2回）並びに他の委員会活動への参加、協力
- 5) 希望する利用者に対し、健康診断、歯科検診、インフルエンザ予防接種の実施（年1回）

3 環境整備

- 1) 診察、治療、休養などが行える環境の整備
- 2) 医療機器の点検・整備・更新 薬品・物品の在庫確認と発注

〔地域連携課〕

乙訓ひまわり園（相談支援事業所）の概要

	利用者数	職員数
--	------	-----

指定事業	指定特定相談支援事業 （計画相談）	174 名	地域連携課長	1 名	
	指定障害児相談支援事業 （障害児相談）	67 名	相談支援事業管理者	1 名	
	一般相談支援事業 （地域移行・地域定着）		相談支援専門員	2 名	うち 1 名は主任相談支援専門員研修修了
その他の事業	委託相談支援事業	向日市 長岡京市 大山崎町			
	乙訓圏域発達障害者支援センター事業				

1 運営方針

- 1) サービス等利用計画の作成、モニタリングの実施、そこから見えてくる利用者ニーズを具現化、事業化するための提案と事業展開を検討します。
- 2) 各関係機関との連携を強化し、利用者の生活に必要なサービス調整、環境の整備について検討します。
- 3) 発達障害児・者の実情把握を行い、この分野における各機関と連携し、専門性の強化を図ります。

2 事業活動

【相談支援事業所における事業活動】

- 1) 相談支援事業
 - ア 指定特定相談支援事業（計画相談） 指定障害児相談支援事業（障害児相談）
利用者ニーズに沿った計画作成及びモニタリング実施
 - イ 委託相談支援事業（向日市、長岡京市、大山崎町）
- 2) 乙訓圏域発達障害者支援センター（京都府委託）
 - ア 発達障害児・者の相談を中心に必要なサービス機関と連携し、相談を行います。
 - イ 講師を招き、発達・成長をテーマとした研修会を実施
 - ウ 専門機関・専門職（京都府発達障害者支援センターはばたき、臨床発達心理士等）との連携
- 3) スタッフのスキルアップと人材の確保
 - ア 相談支援専門員向け研修（計画相談、障がい児相談支援、発達障害者支援等に関するもの）への参加
 - イ 主任相談支援専門員の配置
- 4) 地域ニーズのアセスメント及び対応
 - ア 基幹相談支援センター 自立支援協議会への参画を通じ、圏域の状況、ニーズを把握
 - イ 子育て応援カフェの実施（さんテラス大原野キッズプレイルームでも展開）
 - ウ 地域学校協働活動推進事業を受託（第 5 向陽小学校で行われる取り組みへの支援）

児童通所支援事業所の施設概要

児童発達支援事業

利用者数（定員 1 名/日）		職員数	
契約者数 4 名		管理者	1 名
		児童発達管理責任者	管理者兼務
利用予定人数	延 141 名	保育士	1 名

放課後等デイサービス事業

利用者数（定員 9 名）		職員数	
契約者数 27 名 （新規 2 名）		管理者	児童発達支援事業 所管理者兼務
		児童発達管理責任者	
		保育士	1 名
利用予定人数	延 3, 136 名	児童指導員	3 名

1 運営方針

- 1) 児童が安全かつ安心して利用できるよう、保護者と密接な連携を図り、地域の就学前の発達支援を必要とする児童が日常生活における基本的動作を習得できるよう支援を行います。
- 2) 児童発達支援事業では、障害児支援利用計画と個別支援計画を連動させ関係機関とも効果的に連携しながら、児童が社会生活・集団生活に適応できる能力を養うための支援を行います。
- 3) 放課後等デイサービス事業では、地域や人との繋がりを意識し、豊かな活動の実践を行います。
- 4) 専門職の人材育成や確保に努め、児童（及び保護者）のニーズに応える療育又は学習などの支援の幅を広げ、児童・保護者にとって魅力のある事業所を目指します。
- 5) 本事業の魅力を広く伝えるため、SNSによる情報発信を行い、施設の認知度を高めます。
- 6) 運動機能の改善・強化、集団遊びにおける社会性の獲得を図るため、多目的運動室など他の施設での設備を利用し、子どもたちの支援を行います。

2 事業活動

【児童発達支援事業における事業活動】

- 1) 自立支援と日常生活の充実のための活動
 - ア 食事・排泄・睡眠の安定を図り、保護者の相談をくみ取りながら、生理的条件を整えるための支援を行います。
 - イ 室内の遊具などを利用し、適切な運動を通して、体力づくりを行います。
- 2) 発達支援
 - ア 対人関係の安定を図り、他者への関心と自発性を養い、確かな自我形成を目指すべく、小グループでの指導を行います。
 - イ 集団遊びを深め、他者の意図やルールを意識する中で、適切な自己表現と社会性の発達を促します。
- 3) 関係機関の連携
 - ア 地域生活・自立生活支援が円滑に行われるよう地域行政・保育所等・保護者・相談支援事業所との連携を図ります。

【放課後等デイサービス事業における事業活動】

1) 自立支援と日常生活の充実のための活動

ア 遊び・運動を通して生活能力の向上や「やってみたい」という意欲の向上を目指す活動を行います。

イ 集団遊びの中で、ルールや順番を待つなど社会への適応性が身につくような活動を行います。

ウ 買い物や外出などの社会体験活動を通じて、金銭管理や公共機関を利用するルールなどを身に付けます。

2) 地域交流の機会の提供

様々な社会資源を活用し、体験する・ふれあう機会を提供することで活動の幅を広げ、社会参加の機会を提供します。

3) 健康支援

活動室や散歩などを通して、基本的な運動機能・体力を養います。

4) 関係機関の連携

地域生活・自立生活支援が円滑に行われるよう地域行政・学校等・保護者・相談支援事業所との連携を図ります。

5) 発達支援の提供

療育を通し、自立に向けての集中力、苦手意識の克服等、成功体験を積み上げられるよう支援を行います。

3 環境整備

施設の計画的な営繕と設備・備品等の更新に努めます。

4 懇談会等

家族相談会（年1回）

Ⅱ 第3乙訓ひまわり園拠点区分 事業計画

第3乙訓ひまわり園（生活介護事業Ⅲ）の施設概要

利用者数（定員 20 名）			職員数	
23 名 (新規 2 名)	区分 3	1 名	施設長	1 名
	区分 4	1 名	サービス管理責任者	1 名
	区分 5	11 名	生活支援員	16 名
	区分 6	10 名		
利用予定人数	延 5,000 名		看護師	1 名

1 運営方針

- 1) 利用者が安心して利用できる施設や支援環境の整備を目指します。
- 2) さんテラスと協力し地域交流を目的とした活動に取り組み、地域社会との繋がりや醸成を図ります。
- 3) サービス等利用計画の内容と共有した個別支援計画を作成し、それを基に支援を提供します。
支援を提供するに当たって、関係機関や専門職とも効果的に連携しながら、地域生活・自立生活に必要なエンパワーメントの向上を図ります。
- 4) 障害特性、キャリアアップ、虐待防止や権利擁護、資格取得など目的に応じた研修会に参加し、より専門性の高い支援の提供を目指します。

2 事業活動（生活介護事業における事業活動はデイセンター事業活動欄 6 頁を参照）

3 環境整備

- 1) 活動室、休憩室、廊下などの保温対策を行います。
- 2) 支援棟の玄関空調、活動室の取り替えの終わっていない空調機器を計画的に更新します。
- 3) 利用者数に応じた送迎用車両を計画的に整備します。
- 4) 駐車場や駐輪場を計画的に整備します。
- 5) 多目的室の用途について計画的に見直します。

4 懇談会の実施

- 1) 個別懇談会 年 2 回（9 月、3 月）
- 2) 家族懇談会 年 2 回（7 月）

第3乙訓ひまわり園（就労継続支援 A 型 B 型Ⅱ）の概要（草のたね）

利用者数（定員 20 名）		職員数	
※確認 25 名（新規 2 名）		施設長	1 名（兼務）
		サービス管理責任者	1 名
利用予定人数	延_____名	利用予定人数	延_____名
		生活支援員等	5 名
作業科目	花卉の栽培・出荷・販売、カフェの営業、自主製品、農園作業、加工品、公共施設受託業務		

1 運営方針

- 1) 就労継続支援事業所「草のたね」は、利用者が生きがいと働く喜びが持てる農福連携事業を中心とする就労継続支援A型及びB型事業所として運営します。
- 2) 草のたねでは、花苗や果樹の栽培、農産物の生産、加工、販売と新たにカフェの営業を加えた就労支援事業を運営し、利用者の賃金や工賃の向上を目指します。
- 3) 多様な世帯の暮らしを支え合える場所として地域交流施設「さんテラス大原野」を活用し、障害者就労支援事業のみならず、子どもから高齢者、地域の方、地元の学生の皆さんが交流を通し、障害のある方への理解を深められるよう運営します。
- 4) 就労支援事業の安定した運営を図るため、果樹や農産物、花卉などの生産基盤として、第3乙訓ひまわり園周辺農地における借用農地の確保に努めるとともに、その生産基盤施設となるビニールハウスの確保・修繕についても計画的な整備に努めます。また、農業水利については、水利調達コストを比較検討のうえ、その確保方策を決定します。
- 5) 第3乙訓ひまわり園敷地において、花苗や果樹、農産物の販売を定期的に行う農福連携マルシェを開催し、利用者の就業機会の拡大に努めます。また、助成のあった就労支援機器（厨房機器等）を使用し、果樹等の加工品づくりを進め、さんテラス大原野での販売やカフェでの提供に加え、販路の拡大に努めます。
- 6) 花卉事業の販路拡大や付加価値の向上を図るため、観葉植物の育苗や栽培、寄せ植え講習のワークショップなど、新たな取り組みを行います。

2 事業活動（就労継続支援事業における事業活動はワークセンター事業活動欄7頁を参照）

3 環境整備

- 1) 新たに取得した農地に、ブドウ類の定植・栽培を図るため、新たにビニールハウスを整備します。利用者数に応じて、ハウス内、作業室等の環境整備を計画的に進めていきます。
- 2) 発電事業者と協働し、営農型太陽光パネル発電事業による許可を得て、ビニールハウスを借用し、ブルーベリーや無花果などの果樹栽培を行います。
- 3) 農事法人組合花トピアから借用しているビニールハウスを補修するとともに、業務効率を高める農機具等の調達、補修により、農業生産基盤を計画的に整備します。
- 4) 夏季における屋外での就労支援事業において、熱中症対策として保冷ベストの貸与や水分、塩分の補給徹底、適度な休息の提供等で安全に作業に取り組めるよう環境整備に努めます。また、夏冬の厳しい時期や雨天などの荒天時において、水耕栽培や加工商品事業など、室内でできる作業を優先して行います。
- 5) いちご摘み取り園の利用者増に対応した受入体制を確保するとともに、苺の生産・出荷、加工・販売などの作業環境の向上に努めます。

4 懇談会の実施

- 1) 個別懇談会 年2回（9月、3月）

Ⅲ トリムタブ拠点区分 事業計画

トリムタブ（生活介護）の施設概要

利用者数（定員 10 名）		職員数	
4 名		管理者	1 名
		サービス管理責任者	管理者兼務
利用予定人数	延 992 名	生活支援員	3 名

トリムタブカレッジ（就労継続支援B型Ⅱ）の施設概要（樹林）

利用者数（定員 10 名）		職員数	
8 名		管理者	1 名
		サービス管理責任者	管理者兼務
利用予定人数	延 1,984 名	職業指導員	1 名
		生活支援員	1 名
作業科目	お弁当製造、販売、カフェ樹林の営業		

1 運営方針

〈生活介護〉

- 1) 利用者が安心して利用できる施設や支援環境の整備を目指します。
- 2) 龍谷大学の**教員、学生と連携を図り**、地域との交流を目的とした活動に取り組み、地域社会との繋がりを図ります。
- 3) サービス等利用計画の内容と共有した個別支援計画を作成し、それを基に支援を提供します。
支援を提供するに当たって、関係機関や専門職とも効果的に連携しながら、地域生活・自立生活に必要なエンパワーメントの向上を図ります。
- 4) **生活介護事業の利用者が就労継続支援B型事業へ移行できるよう、日常生活訓練や就労訓練への取り組みを支援します。**
- 5) 精神障がい者、知的障がい者を対象とし、生活力を身に付ける取り組み、将来の自立に向けて支援を行います。

〈就労継続支援〉

- 1) 龍谷大学深草キャンパス内にある喫茶樹林の運営を受託し、ここを拠点に**就労継続支援事業として**、お弁当の製造販売、喫茶運営を行います。
- 2) 樹林での喫茶営業を通して、**地域社会とのつながりも意識し**、引き続き弁当の製造販売にも注力し、売り上げ増に伴う**利用者工賃の向上**を目指します。
- 3) 作業だけに取り組むのではなく、学びの時間も取り入れ、「働くこととは」など、生きていく上で必要なスキルも身に付けていきます。
- 4) **利用者がパソコン操作を取得する訓練を実践し、チラシの作成などの業務を受託できるよう就労支援に取り組みます。**
- 5) 引きこもりなどの若者**に対し**、就労や生活面に配慮した支援に取り組みます。
- 6) 社会的に孤立しやすい高齢者、障がい者、引きこもった若者、中途離職者などが VR などを活用し、**オンラインで新たなコミュニティの創出により、社会への参加、就労の機会へとつながる新たな取り組みを進めます。**

2 事業活動（生活介護事業における事業活動はデイセンター事業活動欄 6 頁を参照）

（就労継続支援事業における事業活動はワークセンター事業活動欄 7 頁を参照）

IV 地域生活支援センター拠点区分 事業計画

サポートステーション(居宅介護事業所)の施設概要

利用者数			職員数	
60 名 (新規 1 名)	障害児	0 名	管理者	1 名
	区分 3	1 名		
	区分 4	7 名	サービス提供責任者	2 名
	区分 5	11 名		
	区分 6	41 名	生活支援員	24 名
利用予定件数	6, 0 0 0			

短期入所事業所の施設概要

利用者数			職員数	
67 名 (新規 2 名)	区分 2	1 名	管理者	1 名
	区分 3	3 名		
	区分 4	4 名	生活支援員	11 名
	区分 5	16 名		
	区分 6	41 名	看護師	1 名
利用予定日数	1 , 4 6 0			

1 運営方針

利用者の個々の状況（生活・健康・障害等）を理解し、利用者やその家族が安心して利用できる支援や環境づくりを目指します。

- 1) 長岡京市共生型福祉施設整備事業において、令和 8 年開所予定の共同生活援助事業所及び短期入所事業所の利用者、ご家族が安心して利用ができ、安定した支援が受けられるよう人材の確保・育成に取り組みます。
- 2) 非常災害時における居宅介護事業及び入所事業のため、業務継続計画（BCP）に基づき、事前の対策、研修の実施、訓練等を行います。
- 3) 地域との交流を深め、地域活動への貢献や地域課題の解決に向けて取り組みます。

2 事業活動

【サポートステーションにおける事業活動】

1) サポートステーション

- ア 画一的な支援にならないように、会議等の機会を持ち関係者の連携を深め、職員一人ひとりが安全・安心を考え、利用者支援を実践
- イ 支援記録や、情報共有のツールを電子化することにより支援の質の向上を図る
- ウ 利用者の様々なニーズに対応できるよう、従事者の福祉資格の取得や強度行動障害支援者養成研修の受講を進めます。

2) 地域生活支援センター事業

- ア 入浴サービス事業（施設入浴）（向日市、長岡京市委託事業）
看護師との連携により、医療的ケアや健康面に配慮した安全な入浴を実施
法人内の生活介護事業所と連携し、支援体制安定化と介護技術の向上
- イ 自家用自動車有償運送事業
安全運転講習に参加し、送迎時の支援向上と安全な運行体制の確保

- ウ 緊急一時保護事業（長岡京市委託事業）
緊急時の受け入れ体制を確保
- エ 虐待防止一時保護事業
養護者による虐待により保護が必要な方の受け入れ

【短期入所事業における事業活動】

- 1) 利用者、家族の希望を聞き取り、ニーズの確認しながら、その人らしい過ごしができるよう支援を実践
- 2) グループホームへ入所希望のある方は、グループホームに併設の短期入所事業所への利用移行を促進
- 3) 看護師を配置し、医療的支援が必要な利用者が安心して利用していただけるよう支援体制を整備
- 4) 当面の利用登録目標 67 名となるまで、新規利用者の受け入れ
- 5) 虐待防止の観点から、支援者同士が意見交換を行える雰囲気や機会をつくり、利用者支援、業務全般、施設体制の質的向上を図る
職員会議（2 か月 1 回）、ヘルパー会議（毎月 1 回）、個別支援計画作成会議、事例検討会議 適宜開催

3 環境整備

- ア 地域生活支援センターの計画的な営繕と設備・備品等の更新に努めます。
- イ e ランニングの導入による職員研修を実施し、全体的なスキルアップを行います。
- ウ I C T を活用し、事務処理や支援業務の効率化を図ります。

V グループホーム拠点区分 事業計画

グループホームの概要

	ジョイフル上鳥羽			
	共同生活援助	短期入所	職員数	
定 員	17名	3名	管理者	1名
利用予定者数	17名	35名 (新規受入予定2名)	サービス管理責任者	1名
			世話人	6名
利用予定日数	5,300	1,460	生活支援員	10名

	ジョイフル東ノロ			
	共同生活援助	短期入所	職員数	
定 員	8名	1名	管理者	1名
利用予定者数	8名	6名 (新規受入予定1名)	サービス管理責任者	1名
			世話人	6名
利用予定日数	2,500	365	生活支援員	8名

	ジョイフル神足			
	共同生活援助	短期入所	職員数	
定 員	5名	1名	管理者	1名
利用予定者数	5名	12名 (新規受入予定2名)	サービス管理責任者	1名
			世話人	3名
利用予定日数	1,460	290	生活支援員	6名

1 運営方針

“自分達の地域で生活を楽しく続けていこう”というジョイフルの名前の由来に基づき、一人ひとりが住み慣れた地域で心豊かな自立生活を送れるように支援を行います。

- 1) 長岡京市共生型福祉施設整備事業において、令和8年開所予定の共同生活援助事業所及び短期入所事業所の利用者、ご家族が安心して利用ができ、安定した支援が受けられるよう人材の確保・育成に取り組みます。
- 2) 非常災害時における共同生活援助事業のための業務継続計画（BCP）を策定し、事前の対策、研修の実施、訓練等を行います。
- 3) 地域との交流を深め、地域活動への貢献や地域課題の解決に向けて取り組みます。
- 4) 地域連携推進会議を開催し、利用者と地域との関係作りや、地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進、利用者の権利擁護、サービスの透明性・質の確保に取り組みます。

2 事業活動

【共同生活援助事業における事業活動】

〈共通〉

- 1) より多くの利用者がグループホームをご利用いただくために、支援の専門性を高め、遊び心のある魅力的な活動の取り組み
 - 季節に応じた行事、イベントランチ・ディナー、メンバー交流会など
 - 職員会議（2か月1回）、個別支援計画作成会議、事例検討会議を適宜開催

- 2) ご家族、訪問看護、歯科衛生士、理学療法士等と連携し、利用者の健康面を把握し、健康の維持向上を目指し支援

〈ジョイフル東ノ口〉

- 1) 日中サービス支援型による常時支援体制の確保により、グループホーム利用者が日中のサービスを利用できない場合などの過ごしと、併設の短期入所において緊急一時的な宿泊の場を提供
- 2) 短期入所事業は、グループホームの利用者の生活に負担がないよう、新規利用者2名を受け入れ、6名の方にご利用

〈ジョイフル神足〉

- 1) 利用者の主体性を損なうことなく有する力に応じた自立を支援
- 2) 短期入所の利用者の定期利用を継続し、有効的な居室利用の取り組み
- 3) 新規利用者を2名受け入れ、12名の方にご利用

〈ジョイフル上鳥羽〉

- 1) 日中サービス支援型による常時支援体制の確保により、グループホーム利用者が日中サービスを利用できない場合などの過ごしと、併設の短期入所において緊急一時的な宿泊の場を提供
- 2) 短期入所事業は、グループホーム利用者の生活に負担がないよう、新規2名を受け入れ、35名の方にご利用
- 3) 市民ふれあい農園の整備により、農作物の栽培を通じた地域交流を行い、地域の方の利用を促進するとともに、法人の事業所の製品や農作物の販売促進の活動

3 環境整備

1) 共通

- ア e ランニングの導入による職員研修を実施し、全体的なスキルアップを行います。
- イ 経年化による空調設備や家具類の更新や修繕を図ります。

2) ジョイフル上鳥羽

- ア グループホームに隣接している公有地を計画的に整備し、地域住民との交流が図れる農業用畑地や必要な備品を整備し、コミュニティー広場となるよう取り組んでいきます。

VI 訪問看護ステーション拠点区分 事業計画

訪問看護ステーションきりしまの施設概要

利用者数		職員数	
16名（新規2名）		看護師 （うち1名は管理者を兼務）	5名
利用予定延件数	920件		

1 運営方針

- 1) 利用者とその家族が 住み慣れた地域で その人らしく過ごせるような看護を提供します。
- 2) 主治医など他職種との連携を図り、利用者の健康チェック、治療の継続、異常の早期発見と対応に努めます。
- 3) 新たな利用者を確保し、安定した事業運営を図ります。
- 4) 広報活動、地域活動を通して、認識度を高めます。
- 5) 施設内外の研修に参加し、訪問看護の質の向上を図ります。

2 事業活動

【訪問看護事業における事業活動】

- 1) 地域医療機関、介護施設、障害者事業所など関連事業所への訪問
- 2) 介護支援事業所、指定相談事業所との連携強化
- 3) ステーション事業所の発信（ホームページ、リーフレットなど）
- 4) 訪問看護の実践（健康チェック、生活援助、医療処置、服薬管理、医療看護と予防看護）
- 5) 業務手順マニュアルの見直し、検討、整理
- 6) 訪問看護記録、看護計画の見直し、報告書の作成
- 7) 病院、保健所、市役所、他の訪問看護ステーションなどへの利用者確保のための活動
- 8) 短期入所・グループホームにおける支援センターとの医療（看護師）連携
- 9) グループホーム利用者と訪問看護事業に係る契約の促進
- 10) 帳票整理、請求業務の効率化の検討

3 環境整備

- 1) 健康・衛生管理に必要な器具備品及び消耗品を計画的に調達します。

4 懇談会等

- 1) 関係各位及び関係諸団体と随時開催

Ⅶ 法人事務局の概要

1 財務課の所掌

1) 事業収支予算の作成及び執行に関する事務

事業収支予算は、経理規程に基づき、拠点区分ごと、サービス区分ごとに予算を要求し、査定を行うことで、計画的な資金計画を作成し、実行しています。また、月次単位で拠点区分ごと、サービス区分ごとの予算の執行状況を把握し、事業方針の変更や年度途中の新規事業の実施に柔軟に対応するための事業収支補正予算を作成します。

事業運営に伴う収入及び支出は、この事業収支予算に基づいて行います。

1) 決算に関する事務

社会福祉法人は、社会福祉法第45条の23に規定する社会福祉法人会計基準（厚生労働省）に従い、会計処理を行うことが義務付けられています。また、原則として、法人全体、事業区分別、拠点区分別に、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表の3つの計算書類に、その附属明細書及び財産目録を併せて作成した上で、毎会計年度終了後3か月以内に所轄庁へ提出しています。

3) 補助金及び融資に関する事務

施設の整備、改修や新規事業に必要となる資金の確保については、公募事業への応募や制度的補助金の確保とともに、比較的低利な政府系金融機関からの借入など、事業実現に向けた有利な制度や設備資金を選択し、法人の財務体質の向上に取り組みます。

4) 契約事務に関する事務

公平かつ公正に法人との契約事務を執行するため、契約規則を遵守し、その適正化に努めます。また、令和6年4月より、施設長の契約事務における権限を10万円から20万円に変更し、業務の効率化に努めます。

5) 財産管理に関する事務

現預金をはじめ、土地、建物、車両等などの固定資産等について、適正な維持管理に努めます。また、積立資産の安全かつ効果的な保管方法として、有価証券による資金運用について検討の上、実施します。

6) キャッシュレス化の取り組み

施設、事業所における事務（経理、契約、請求、ICT化、法令遵守等）処理の向上に努めます。とくに、事業活動において、就労継続支援に係る現金収納、とりわけ、硬貨の両替に係る手数料が生じる中、クレジットカードやスマートフォン決済などの導入によるキャッシュレス化に取り組みます。

7) 寄附金募集の取り組み

社会福祉法人に対する税額控除対象法人の認証要件を満たせるよう、寄付金募集活動に取り組みます。令和7年度は取り組み5年目を迎え、1年平均100件以上の寄付実績を目指し、取り組みます。

2 人事課の所掌

1) 採用活動の取り組み

ア リクルーティングチームを中心に、福祉就職フェアなどのイベントに積極的に参加し、法人情報の提供や当法人に関心を持ってもらうための取り組みを行います。

イ インターンシップの受け入れや事業所見学会を開催し、求職者に実際の支援現場を見学してもらい、職場の雰囲気を感じてもらう機会を設定します。

ウ 採用試験の実施

エ 内定式（10月）入社式（4月）の実施

2) 研修の取り組み（研修企画チーム）

- ア 新人研修の企画運営
- イ 全体職員研修（１２月）の企画運営
- ウ 実践報告発表会（１２月）の企画運営
- エ 年間研修計画表に基づく計画的な研修の受講調整
- オ オンライン動画研修を活用し、職員の研修受講を促進します。

3) 外国人福祉人材の確保・育成

- ア 外国人留学生に対して、卒業後に法人に入職することを前提として介護専門学校での修学資金を援助します。
- イ 修学期間中は法人事業所においてアルバイト採用し、支援業務に従事することで福祉人材として養成します。
- ウ 特定技能「介護」の外国人福祉人材について、受け入れ可能性を検討します。

4) 人事労務業務のDX化の推進

- ペーパーレス化による効率化・生産性向上および、職員情報の一元管理・活用を目的にクラウド型の人事労務システムの導入を検討、推進します。

年間研修計画表

種 類	研 修 名
階層別研修	新規採用職員初任者研修
	新任職員研修
	中堅職員キャリアアップ研修
	指導職研修
	サービス管理責任者研修
	管理職研修
目的別研修	他部署就労実地研修
	強度行動障害支援者養成（実践）研修
	介護職員初任者研修
	発達障害に関する研修
	医療的ケア３号研修
	喀痰吸引研修等
	就労支援に関する研修(製パン、菓子、花卉、農作業等)
	ひきこもり等の支援研修
	支援活動プログラム研修
	支援記録研修
	障害者虐待防止研修
	個人情報保護のための研修
	成年後見制度に関する研修
	新規採用職員ビジネスマナー研修
	ペアレントトレーニング養成研修
職種別研修	相談支援初任者研修
	相談支援専門員研修
	看護協会、訪問看護協会研修

3 総務・事業支援課の所掌

- 1) 理事会、評議員会の開催に関する事務
役員・評議員の選任に関する事務
理事会 3か月に1回以上の開催
評議員会 定時評議員会、臨時評議員会
- 2) 組織の管理に関する事務
- 3) 法令遵守に関する事務
法令遵守委員会の開催に関する事務
規則・規定の制定及び改正の審査
法令遵守による業務管理体制の審査
- 4) 個人情報保護に関する事務
個人情報保護規程の励行による保護の徹底
- 5) 文書管理に関する事務
文書の保管に関すること
- 6) 危機管理委員会に関する事務
危機管理運営委員会の運営
- 7) 登記に関する事務
法人、不動産に関する登記申請
- 8) 主要な取り組み、事業の支援
- 9) 新規事業、新規創業に関する事務

VIII 年間行事予定

年	月	日	行 事
令和 7	4	1	新規採用職員 辞令交付式
	4	1	生活介護事業所及び就労継続支援 B 型 II 事業所トリムタブ
	4		新規利用者 歓迎会
	5	1 7	職員健康診断
	7		消防訓練の実施
	6		利用者健康診断
	8		利用者歯科検診
	9		大原野ひまわりフェスタ
	1 1		ひまわりフェスタ
	1 1		インフルエンザ予防接種
	1 2		法人全体職員研修
	1 2		法人実践報告会
令和 8	3		消防訓練の実施
	3		個人懇談会(事業所により異なる)
	3		広報紙「ひまわり通信」発行

※ 土曜日、祝日の開所日

*土曜日出勤日スケジュール

5月10日、8月9日、11月1日（ひまわりフェスタ）及び22日、12月6日及び27日、1月17日、2月11日（※）以外は通所開所日

*祝日出勤日スケジュール（通所開所）

9月23日、2月11日、3月20日

*年末年始の休業

12月28日から翌年1月4日まで

IX 委員会活動役割分担表

<委員会> (規程等で根拠有り) (委員長は管理職員)

委 員 会 名	内 容 等
危機管理委員会	非常災害時などのあらゆる危機事象に対応した方針を検討するとともに、非常時における災害等対策の実施体制として設置します。
苦情解決委員会	苦情解決や要望に対応するために設置します。
虐待防止・身体拘束適正化委員会	虐待防止・身体拘束適正化の取り組みを行うために設置します。
衛生委員会	職員の健康障害の防止、及び健康の保持増進を図る対策などを検討するために設置します。
感染症対策委員会	感染症（又は食中毒）の予防及びまん延防止のための取り組みを行うために設置します。
医療的ケア安全委員会	医療的ケアを必要とする方に対して、その必要とされるケアを安全かつ確実に行うため、対象者・実施するケアの内容・実施体制・研修などを協議するために設置します。
安全運行管理委員会	送迎などの車両が安全に運行されるよう、職員研修の実施を実施や乗車前の車両点検の徹底、送迎ルートを検討など、車両の運転・事故防止に繋がる取り組みを行うために設置します。

<連絡調整チーム> (規程等で根拠のない委員会) (チームリーダーは主任)

チ ャ ム 名	内 容 等
パブリックリレーションズチーム	ひまわりフェスタ、大原野フェスタ、就労部門の定期的なマルシェの開催に向けた企画や準備を行います。 新規利用者に対する歓迎会や新成人を祝う会などの法人全体で行う行事の企画、準備、実行を行います。 広報紙、ホームページ等による法人情報の広報活動を推進します。
つないだ手は離さないチーム	支援業務の効率化の取組や困難事例の検証を通じて、職員の支援力を向上させ、専門的スキルを高めます。 支援サービスの質的向上を図るための意見要望を取りまとめ、事故防止の観点からヒヤリハット事例の検証を行います。
リクルーティングチーム (人事課)	学生に対する就職準備活動のための法人情報の提供や当法人に関心を持ってもらうための企画や支援活動を行います。
研修企画チーム (人事課)	法人内での人材育成の取り組みを推進します。職員等の意向を踏まえ、研修テーマや講師を調整し、職員研修を企画します。
事務処理向上チーム (財務課)	施設、事業所における事務（経理、契約、請求、ICT化、法令遵守等）処理の向上に取り組めます